の三の三第一項に規定する旧試験研究用等原子炉設置者等、法第四十三条の三の三十五第一項に規定する旧発電用原子炉設置者等、法第四十三条の二十八第一項に規定する旧使用済燃料貯蔵事業者等、法第五十一条第一項に規定する旧再処理事業者等及び法第五十七条の六第一項に規定する旧使用者等を含む。）が当該放射性廃棄物（次号イに規定する容器を含む。以下「輸入廃棄物」という。）を廃棄する場合には、次号から第六号までに掲げる保安のために必要な措置を講じて廃棄物管理設備（法第五十一条の二第三項第二号の廃棄物管理設備であつて核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三十二条第一号に規定する管理のためのものをいう。以下同じ。）に廃棄すること。

［四～七　略］

2　［略］

（別記）

様式第２（第８条関係）

（表面）

［略］

（裏面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第68条　［略］

第78条　［略］

第80条　［略］

第81条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　［略］

三　第77条（第１号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条の４、第79条又は第80条　各本条の罰金刑

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第十　核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部改正に関する表（第１条関係）

改正後	改正前
（事故故障等の報告） **第二十五条**　法第六十二条の三の規定により、法第五十七条の八に規定する原子力事業者等（以下単に「原子力事業者等」という。）は、核燃料物質等の運搬において、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。 ［一～三　略］	（事故故障等の報告） **第二十五条**　法第六十二条の三の規定により、法第五十七条の九に規定する原子力事業者等（以下単に「原子力事業者等」という。）は、核燃料物質等の運搬において、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。 ［一～三　同上］